

平成 30 年 6 月 19 日現在

機関番号：12613

研究種目：基盤研究(A) (海外学術調査)

研究期間：2015～2017

課題番号：15H02602

研究課題名(和文) 移住家事労働者とILO189号条約 組織化・権利保障・トランスナショナルな連帯

研究課題名(英文) Migrant Domestic Workers and ILO Convention 189: Organizing, Rights, Transnational Solidarity

研究代表者

伊藤 るり (Ito, Ruri)

一橋大学・大学院社会学研究科・教授

研究者番号：80184703

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 23,930,000円

研究成果の概要(和文)：研究成果の第一は、家事労働に関する歴史上初の国際労働基準であるILO189号条約が、どのような条件のもとに策定され、2011年に採択されたかについて、当事者への聞き取りを通して一定の理解を得ることができた点にある。第二に、同条約の採択が各地の家事労働者の組織化や権利保障に与えた影響は一樣ではなく、移住家事労働者の送り出し国であるフィリピン、受け入れ国としてはイタリアとドイツが早期に批准に成功したのに対して、その他の調査地では批准が遅れているが、その場合でも、条約が家事労働者の組織化と権利保障において重要な参照基準として機能していることが現地調査によって判明した。

研究成果の概要(英文)：There are two main findings. First, through interviews with activists, trade unionists, experts and bureaucrats, we were able to see how factors pertaining to the internal dynamics of ILO as well as those related to international trade union movements came to create a favorable environment for NGOs promoting (migrant) domestic workers' rights to successfully adopt ILO Convention 189 in 2011.

Second, through fieldwork in Europe, Asia and North America, covering 8 countries and one region, we assessed the impact of C 189 on domestic workers' movements. The Philippines and Indonesia are two cases where the impact is the biggest, in the sense that the convention not only galvanized migrant domestic workers abroad but also shed new light on the situation of local domestic workers. In Europe, Italy and Germany ratified with relative ease, but interestingly for different reasons. In general, C 189 serves as a normative reference for all countries even when they have not ratified.

研究分野：国際社会学、ジェンダー研究

キーワード：家事労働 国際移動 ジェンダー グローバル化 ケア

## 1. 研究開始当初の背景

1990年代以降の移住家事労働者の世界的な増加を背景として、1990年代末、特に2000年代に入ると、その就労と移動実態に関する研究が急速に蓄積されてきた。代表的な研究として、香港で働く移住家事労働者の民族誌を記したN・コンスタブル、ロサンゼルスとローマでフィリピン人家事労働者の就労実態を研究し、「グローバル化の使用者」、「再生産労働の国際分業」、「グローバル・ケア・チェーン」といった概念を打ち出して、ケア領域のグローバリゼーションを捉えることに著しい貢献を成したR・パレーニヤスらを挙げることができる。

研究代表者らも2000年代前半以降、上述の国際的な研究動向を踏まえ、かつこれらの研究者と直接、交流を行う中で、東・東南アジア、また2000年代後半以降はヨーロッパを対象として、移住家事労働者の就労実態やその背景にある社会政策と移民政策の交差力学を解明するべく調査研究を進めてきた。

しかしながら、上記研究群において移住家事労働者の問題は、受け入れ先の社会における「職業としての家事労働」の制度化やローカルな家事労働者とは切り離されて論じられる傾向にあったといえる。こうした状況に一定の変化が起こるのは、国際労働機関(ILO)の「家事労働者のためのディーセント・ワーク条約」(以下、189号条約)が採択される2011年前後からである。

## 2. 研究の目的

本研究が取り上げるILO189号条約、ならびに同201号勧告は、従来、多くの国で労働法の適用外とされてきた家事労働者—移住家事労働者を含む—の国際労働基準を定めた画期的な文書(2011年6月採択)である。それは移住家事労働者の組織化と権利保障に新しいフェーズを切り拓くできごとであった。そこで、本研究では、【a】同条約・勧告の採択にいたる交渉、そして採択後の批准に向けた家事労働者の組織化とトランスナショナルな連帯、ならびに【b】同条約・勧告が各国・社会の移住家事労働者の処遇と権利保障に与えた影響、以上2点を現地調査に基づいて解明し、あわせて移住家事労働者にとっての同条約・勧告の意義、可能性と限界を明らかにすることを目的とした。

上記【b】については、ヨーロッパ(フランス、イタリア、ドイツ)、アジア(日本、香港、フィリピン、インドネシア、ベトナム)及び米国を主な調査対象とした。

なお、本研究では、「家事労働」の概念を、189号条約に即して「家庭において又は家庭のために行われる労働」(第1条a)であって、家事労働者は、「雇用関係の下に家事労働に従事する者」かつ「随時又は散発的にのみ家事労働を行う者及び職業としてではなく家事労働を行う者」を除く(第1条b、c)とした。

## 3. 研究の方法

上記目的を達成するにあたって、条約班(伊藤・中力)、ヨーロッパ班(伊藤、中力、宮崎、篠崎)、アジア班(小ヶ谷、定松、大橋、平野)、米国班(小井土、森)を組織し、条約班は、条約採択までの交渉と批准キャンペーンにおける家事労働者の組織化過程(目的a)そして地域別に構成した班でそれぞれ同条約が各国・社会の移住家事労働者の処遇と権利保障に与えた影響について現地調査を行う(目的b)ことにした。

条約班に関しては、ILO総会議題に採択されるまでの過程における組織化、各国政労使への事前アンケートと報告書作成の過程、条約内容の交渉における交渉のあり方、批准キャンペーンの組織化など、ILO、ならびに国境横断的な家事労働者の活動の実態について、関係者へのインタビューを行うとともに、ILO図書館で資料収集を行った。聞き取りは主にILO本部(ジュネーブ)、国際労働組合連合(ITUC)、欧州労働組合連合(ETUC)、欧州食品農業観光労働組合連合会(EFFAT)、国際家事労働者連盟(IDWF)などを対象として行った。

地域別班は、条約のコア概念でもある「ディーセント・ワーク」を構成する、(i)家事労働者への労働法、国際労働基準の適用、(ii)家事労働をめぐる雇用政策、(iii)家事労働者への社会的保護、そして(iv)家事労働領域をめぐる社会的対話(政労使)のあり方の4つの柱を中心に、現地調査を行った。いずれの地域でも制度面の把握や家事労働者側の就労実態だけでなく、可能な範囲で使用者側における需要のあり方、その組織化についても注意を払うこととした。

なお、ヨーロッパ班については、調査対象として上述の3ヵ国以外に、EUレベルでの家事労働領域の政策と労働者の組織化を視野に入れることにした。アジア班は移住家事労働者送り出し国(フィリピン、インドネシア、ベトナム)と受け入れ国・社会(日本と香港)の双方を含むため、一国・一地点分析だけでなく、可能な範囲で国境を跨ぐ関係性を捉えることに重点を置いた。また、米国班については全米家事労働者同盟(NDWA)による州ごとの家事労働者の権利章典制定をめぐる動きをニューヨークとロサンゼルスで捉え、ローカルな文脈に照準を当てた。

## 4. 研究成果

2つの目的(aとb)に対応する本調査研究の成果の概略は、以下のように整理できる。

【a】189号条約、ならびに201号勧告の採択にいたる交渉、そして採択後の批准に向けた家事労働者の組織化とトランスナショナルな連帯に関して。

189号条約の交渉過程に関する先行研究は、政労使の三者構成原則を掲げるILOにおい

て、労働法からは適用外となり、各国の産業労働を中心とする代表的労使の団体からも排除、周縁化されてきた家事労働者がどのようにして影響力を行使できたか、大別して(i)ILO 内部の要因、そして(ii)家事労働者の組織化の二つの視点から議論している。本研究でも、当時 ILO 総会において、家事労働者の国際労働基準の議題化に取り組んできた当事者たちに対する聞き取りで上記の点を確認できた。

これとは別に、本研究が調査の中で独自に見いだせた主な点として 4 点を挙げる。

第一に、ILO における政労使対話に参加資格をもたない家事労働者の NGO の声が反映させられるように、国際食品関連労働組合連合会 (IUF) などが IDWN と協力し、ILO 内部の交渉に当事者の声を反映させられるような仕組みを作ったこと (中力 2016, 2018)。

第二に、先行研究が労働側に注目し、使用者側に注意を払っていないのに対して、本研究ではフランスとイタリアという使用者側の組織化が見られる事例を取り上げていることから、ILO での交渉過程において使用者側にどのような関与が見られたか、一定の知見を得ることができたこと。

第三に、家事労働者の組織化における「ディーセント・ワーク」のフレームとしての重要性である。この概念は本来、一国内のものとして想定されるが、これを、国境を跨ぐ問題として追求する過程で、移住・家事労働者がこの概念を独自に分節化・拡張していること (伊藤ほか 2018)。

第四に、採択以降、IDWF が中心となって、各国での批准を推進するため、家事労働者の組織化が弱い地域での支援がトランスナショナルなネットワークを用いて進められていること。

【b】189 号条約、ならびに 201 号勧告が各国・社会の移住家事労働者の処遇と権利保障に与えた影響に関して。

【ヨーロッパ】ヨーロッパに関しては、フランス、イタリア、ドイツの 3 カ国を調査対象としたが、地域統合が進む同地域の特徴を踏まえ、EU レベルでの家事労働サービス分野拡大と移住・家事労働者の権利保障の進展についても調査を行った。その結果、1990 年代以降、長期不況下での雇用創出という観点以外に、ワーク・ライフ・バランス、さらに「無申告労働」のフォーマル化、高齢化社会への対応として家事労働サービス分野が EU の雇用・社会問題・インクルージョン総局 (DG EMPL) を中心に拡大してきた一方で、189 号条約採択以降は、同条約批准を奨励すると同時に、「ディーセント・ワーク」概念を掲げる労働者側の支援団体と社会的対話を促進する動きが見られることがわかった (中力 2016)。

また一国レベルで見ると、イタリアとド

イツではそれぞれ 2013 年に条約批准が実現した。ただし、それぞれの批准にいたる条件は異なる。イタリアの場合には、条約に先行して家事労働に関する全国労働協約が存在したこと、労使の合意形成のための回路が形成されていること、労働大臣の支援があったことなどが早期批准に資した (宮崎 2016)。これに対してドイツでは、全国労働協約や労使対話の制度化が遅れているにもかかわらず、労組、識者、政治家とフェミニスト官僚、その他キリスト教関係団体の連携によって批准が実現したが、当事者である家事労働者の関与は見られなかった (Shinozaki 2018)。フランスは、家事労働領域の全国労働協約、及び労使対話の制度化という点で、対象国の中でもっとも成熟した国といえるが、逆説的にも、そのために 189 号条約批准がかえって優先的に考えられていない傾向にある。また、同条約が移住家事労働者の保護を積極的に推進することに対して、政府の側から一定の懸念が表明されている (伊藤 2016)。

【アジア】移住家事労働者の送り出し国として知られるフィリピンは、いち早く 2012 年に条約を批准した。その翌年、1990 年代半ばより議論されてきた家事労働者法が成立するが、その過程で、従来、移住家事労働者の権利保障とは比較的距離のあった労働組合が、国内の家事労働者の組織化の問題に関心を示すようになった (小ヶ谷 2018)。同じく送り出し国として重要な位置を占めるインドネシアでは、移住家事労働者の保護を目的とした家事労働の「技能化」(「職業としての家事労働」の制度化) が政府によって推進されるとともに、他方で条約は、フィリピンと同様に国内家事労働者の組織化にも一定のインパクトを与えている (平野 2018)。近年、急速に移住家事労働者の送り出しが増加しているベトナムは、前述の 2 カ国に比べて、送り出し政策の面、また家事労働者の組織化の面でも未発達である。このため移住家事労働者は、ベトナムと送り出し国の間に形成される「移住制度」(ゴス&リンドクウィスト) とりわけ雇用斡旋業者の搾取に対して、概ね無防備であり、台湾への就労事例は、雇用主からの「逃走」が、移住制度の一部として織り込み済みとなっていることを示す (巢内 2018)。家事労働者保護に向けた規制への圧力を政府にかけるといって、同条約採択のインパクトは見られない。

香港は、シンガポールと並んで、アジアにおいて 1970 年代半ばという早い段階で移住家事労働者を政策的に受け入れ、同時に移住家事労働者の組織化がもっとも活発に見られる社会である。家事労働者のトランスナショナルな連携においても、香港はのちに IDWF の事務局長となるエリザベス・タンを送り出すなど中心的な位置を占めた。香港政府は特別行政地区であるため、条約の批准はで

きないが、条約採択後、香港の移住家事労働者組合を中心に、香港とフィリピンの間の雇用斡旋業者による違法な斡旋料徴収を、労働者自身のアクション・リサーチによって明らかにして、フィリピンと香港政府双方に対して、規制強化を要求している。また、こうした動向はローカルな家事労働者の組織化にも一定のインパクトをもっている（大橋2016）。

日本は、2015年の改正国家戦略特区法に基づいて、これまで禁止されていた移住家事労働者受け入れを特区に限定して開始した。そのスキームは個人家庭の直接的雇用ではなく、家事代行サービス企業による雇用である。ただし、働く場所が個人家庭であることは変わりなく、利用者や雇用者に対して労働者の権利を保護することには課題がある（定松2016）。また、介護労働者の専門化志向が強いこともあり、米国のような在宅ケア労働者と家事労働者の共闘は見られず、189号条約のインパクトはほとんど見られない。

【米国】米国では、家事労働者は歴史的に奴隷制を背景として、アフリカ系アメリカ人が担ってきたが、その後移住女性が参入するという経過をたどり、状況は州によって異なる。家事労働者は、ヨーロッパと異なり、依然として全国労働関係法など労働関連法から排除され、団結権、労使団体交渉権をもたないことから、2000年代以降、NDWAなどを中心に州ごとの家事労働者権利章典の制定を求めてきた。本研究ではカリフォルニア州での権利章典の恒久化への取り組み（小井土2018）、またニューヨーク州での家事労働者の協同組合の事例を検討した（森2018）。189号条約は批准できていないが、条約の準備と採択過程は権利章典制定運動と重なり、家事労働者組織化における条約のインパクトは認められる。

【国際シンポジウムの開催】本研究では中間報告を兼ねて、2016年12月10日（土）～11日（日）に、国際シンポジウム「移住・家事労働者の権利保障とILO189号条約—アジア、ヨーロッパ、アメリカ、そして日本」（於一橋大学）を開催した。ILOの歴史と女性労働にくわしいE・ボリス氏を基調講演に、また国際家事労働連盟のエリザベス・タン氏ら、家事労働者の組織化の現場を知る専門家を招いてパネル・ディスカッションを行った。パネル・ディスカッションについては以下に記録をまとめ、広く知見の共有を図った。エリザベス・タン、ジタ・カバイス=オブラ、エルマ・ジョイ・カルドナ=セルナンデ、土屋華奈子、2017、パネルディスカッション「移住・家事労働者の権利保障とILO189号条約の意義—組織化の現場から」（上・下）伊藤るり・小ヶ谷千穂（解説、翻訳）『労働法律旬報』1886号（4月下旬号）48-57頁、及び1887号（5月上旬号）61-71頁。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計25件)

小ヶ谷千穂,ローマで働くフィリピン人男性移住家事・介護労働者の職業観とジェンダー—移動する家族の物語から考える—,女性労働研究,第62号,査読無,2018, pp.7-23

定松文,新しい権力エリートの創り出す再生産領域の国際分業,社会学評論,査読有,68巻4号,2018, pp.514-530

定松文,国際戦略特区と「外国人家事支援人材」,『経済社会とジェンダー』,vol.3,査読無,2018,(ページ番号未定)

小井土彰宏,上林千恵子,特集『国際移民と日本社会』によせて,社会学評論,第68巻4号,査読無,2018, pp.468-478

平野恵子,「技能化」の含意—インドネシアの移住・家事労働者とC189,北海道教育大学紀要(人文科学・社会科学編),68巻1号,査読無,2017, pp.51-53

中力えり,EUにおける「対人サービス」振興政策の背景と課題—フランスとベルギーのパウチャー制度の比較を中心に—,和光大学現代人間学部紀要,第10号,査読有,2017, pp.25-40

定松文,巢内尚子,ベトナムにおける家事労働と家事労働条約,恵泉女学園大学紀要,第29号,査読有,2017, pp.23-52

平野恵子,海外情報インドネシア「移住家事労働者とILO第189号条約」,We learn, No.759,査読無,2017, pp.10-11

小ヶ谷千穂,〈移住家事労働者〉という存在を考える—「個人的なことはグローバルである」時代において,理論と動態,第9巻,査読有,2016, pp.2-19

宮崎理枝,「家族」ケアモデルから「移民のいる家族」ケアモデルへ—イタリアの事例から—,Migrants Network,189号,査読無,2016, pp.17-18

大橋史恵,香港社会における移住家事労働者, Migrants Network, 189号, 査読無, 2016, pp.15-16

伊藤るり,拡大する家事・介護分野の移住労働と人権保障—世界の動向・日本の課題—, Migrants Network, 189号, 査読無, 2016, pp.6-8

ITO, Ruri, Negotiating Partial

Citizenship under Neoliberalism: Regularization Struggles among Filipino Domestic Workers in France (2008-2012), *International Journal of Japanese Sociology*, 25( 1 ), 査読有, 2016, pp.69-84

大橋史恵, ローカルな労働者と外国人労働者をめぐる問題の連関 「人材」の受け入れと「人」の排除, 季刊ピープルズ・プラン, 第 68 巻, 査読無, 2015, pp.83-90

HIRANO, Keiko, When Working Abroad Becomes a "Dosa (Sin)": The Impact of Women's Migrant Domestic Labor on the Gender Relations in Rural Indonesia, *REMI (Revue Europeenne des Migrations Internationales)*, 31( 1 ), 査読有, 2015, pp.57-79

〔学会発表〕(計 23 件)

ITO, Ruri, Regularization and the Question of "Partial Citizenship" among Migrant Domestic Workers: The Case of Filipino Migrants in Paris, Inaugural Workshop on Global Labor Migration Network, University of Maryland, 2017

OGAYA, Chiho, Japanese Filipino Children (JFC) and Japan : Crossroads of Family, Nationality, Class and Migration, International Symposium on Transnational Class and Citizenship, ILCAA/JSPS Research Project on Child, 2017

OHASHI, Fumie, Who Cares?: Shift of the Infant Nursing under Post-Mao Gender Politics of Urban China, The Berkshire Conference on the History of Women, Genders and Sexualities, 2017

平野恵子, 移住・家事労働者の連帯 インドネシアを事例として, 国際ジェンダー学会 シンポジウム 1, 2017

HIRANO, Keiko, The "Stateless children", Migrant domestic workers and Cultural citizenship in Cianjur West Java, The 3rd International Indonesia Forum for Asian Studies Conference (IIFAS 2017) "Borderless Communities and Nation with Borders: Challenges of Globalization", panel on Gender in Globalizing Asia, 2017

伊藤るり, フランスのパラドクス 『家事労働』のフォーマル化、移住家事労働者の権利、そして 189 号条約, 国際シンポジウム「移住・家事労働者の権利保障と ILO 189 号条約」, 2016 年

宮崎理枝, 権利擁護と規制緩和 イタ

リア家事労働の二重性, 国際シンポジウム「移住・家事労働者の権利保障と ILO 189 号条約」, 2016 年

篠崎香子, 社会的ネットワークの有効性 批准に向けてどのように異なるアクターは協働したのか(ドイツの事例), 国際シンポジウム「移住・家事労働者の権利保障と ILO 189 号条約」, 2016 年

森千香子, 移住家事労働者とワーカーズ・コーポラティブ ニューヨーク市の事例, 国際シンポジウム「移住・家事労働者の権利保障と ILO 189 号条約」, 2016 年

大橋史恵, 香港におけるローカルな家事労働者と移住家事労働者, 国際シンポジウム「移住・家事労働者の権利保障と ILO 189 号条約」, 2016 年

定松文, 新国際再生産分業としての期限付き請負家事労働: 日本の国家戦略特区における「外国人家事支援人材」, 国際シンポジウム「移住・家事労働者の権利保障と ILO 189 号条約」, 2016 年

平野恵子, 「技能化」が意味するもの インドネシアの移住・家事労働者と C189, 国際シンポジウム「移住・家事労働者の権利保障と ILO 189 号条約」, 2016 年

小ヶ谷千穂, C189 批准のローカル、トランスナショナルな効果 フィリピンにおける国内家事労働者と海外移住家事労働者の新しい連帯, 国際シンポジウム「移住・家事労働者の権利保障と ILO 189 号条約」, 2016 年

中力えり, EU における移住・家事労働者の権利保障と対人サービス分野の拡大をめぐって, 国際シンポジウム「移住・家事労働者の権利保障と ILO 189 号条約」, 2016 年

小井土彰宏, カリフォルニア州家事労働者の権利章典恒久化への道 ローカルな多元的移民権利運動と地域間・国際的闘争の作用, 国際シンポジウム「移住・家事労働者の権利保障と ILO 189 号条約」, 2016 年

宮崎理枝, 市場化されたケア労働の 保護と規制緩和, 社会政策学会, 2016 年

平野恵子, 国際労働力移動と非嫡出子に関する包摂と排除の実践 インドネシア西ジャワ州の事例から, 国際ジェンダー学会, 2016

ITO, Ruri, Two Class Formations Migrant Domestic Workers Re-produce: Revisiting 'International Division of Reproductive

Labor', Kick-Off Symposium Research on Public Policies on Migration, Multiculturalization and Welfare for the Regeneration of Communities in European, Asian, and Japanese Societies, 2016

ITO, Ruri, Shifting Modes of Incorporating Foreign Care Workers in Japan: Abe's growth policy and the New Migrant Domestic Workers' Scheme, International Sociological Association, Research Committee RC07 Care and Care Workers: The Future for Social Inequalities, 2016

ITO, Ruri, La transformation du <<care>> et la question des travailleur-se-s domestiques migrant-e-s au Japon, Séminaire in Ecole doctorale Montaigne Humanites Université de Bordeaux-Montaigne, 2016

②大橋史恵, 中国における親密圏の変容と農村-都市関係 ケアの再私化と「分裂的な世帯戦略」の結びつきに着目して、第88回日本社会学会大会 日中ジョイントパネル「日中における親密圏の変容」, 2015

〔図書〕(計12件)

伊藤るり, アイリーン・ボリス, 定松文, 小ヶ谷千穂, 平野恵子, 巢内尚子, 大橋史恵, 中力えり, 宮崎理枝, Kyoko Shinozaki, 小井土彰宏, 森千香子, 国際移動とジェンダー (IMAGE) 研究会, 移住家事労働者とILO189号条約 組織化・権利保障・トランスナショナルな連帯, 2018, 252 (3-20, 33-198)

Helena Hirata, Efthymia Makridou, Claude Martin, Myrian Matsuo, Pascale Molinier, Evelyn Nakano, Glenn, Chiho Ogaya, Patricia Paperman, Alain Smaghe, Kurumi Sugita, Chizuko Ueno, Mira Younes, LE TRAVAIL, ENTRE PUBLIC, PRIVE ET INTIME, Editions L'Harmattan, 2017, 254

小ヶ谷千穂, 移動を生きる: フィリピン移住女性と複数のモビリティ, 有信堂高文社, 2016, 261

Nagasaka, Itaru, Fresnoza-Flot, Asuncion, Takahata, Sachi, Seki, Koki, Pertierra, OGAYA, Chiho, SUZUKI Nobue, Mobile Childhoods in Filipino Transnational Families: Migrant Children with Similar Roots in Different Routes, Palgrave Macmillan, 2015, 268(205-221)

Shinozaki, Kyoko, Migrant Citizenship from Below: Family, Domestic Work and

Social Activism in Irregular Migration, 2015, 240

〔その他〕  
ホームページ等  
一橋大学 国際社会学プログラム  
[http://www.soc.hit-u.ac.jp/~trans\\_soci/index.html](http://www.soc.hit-u.ac.jp/~trans_soci/index.html)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

伊藤るり (ITO Ruri)  
一橋大学・大学院社会学研究科・教授  
研究者番号: 80184703

(2) 研究分担者

定松文 (SADAMATSU Aya)  
恵泉女学院大学・人間社会学部・教授  
研究者番号: 40282892

小ヶ谷千穂 (OGAYA Chiho)  
フェリス学院大学・文学部・教授  
研究者番号: 00401688

中力えり (CHURIKI Eri)  
和光大学・現代人間学部・准教授  
研究者番号: 50386520

宮崎理枝 (MIYAZAKI Rie)  
大月短期大学・経済科・教授  
研究者番号: 20435283

小井土彰宏 (KOIDO Akihiro)  
一橋大学・大学院社会学研究科・教授  
研究者番号: 60250396

森千香子 (MORI Chikako)  
一橋大学・大学院法学研究科・准教授  
研究者番号: 10410755

平野恵子 (HIRANO Keiko)  
北海道教育大学・教育学部・特任准教授  
研究者番号: 50615135

大橋史恵 (OHASHI Fumie)  
武蔵大学・社会学部・准教授  
研究者番号: 10570971

(3) 研究協力者

篠崎香子 (SHINOZAKI Kyoko)  
ザルツブルグ大学・社会学部・教授

巢内尚子 (SUNAI, Naoko)  
ラヴァル大学大学院・博士後期課程